

別表2 大気汚染防止法に係る揮発性有機化合物排出施設

※法施行令別表第1の2より作成(一部表現を変更しています。)

施設の種類		大気汚染防止法（揮発性有機化合物排出施設） （法施行令・別表第1の2）	備考
		規模要件	
項1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品製造用の乾燥施設 （揮発性有機化合物炉を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力が3,000m ³ /時以上のもの （送風機が設置されていない施設にあっては、排風機の排風能力。以下同じ。）	送風機の能力によっては併せて下記の届出も必要となります。 送風機の原動機1台あたりの定格出力が7.5kW以上の場合、騒音規制法の特定施設の届出 送風機内の原動機の定格出力が3.75kW以上7.5kW未満のものは、県条例・騒音の特定施設の届出
項2	塗装施設 （吹付塗装に限る）	排風機の排風能力が100,000m ³ /時以上のもの	
項3	塗装用の乾燥施設 （吹付塗装及び電着塗装係るものを除く）	送風機の送風能力が10,000m ³ /時以上のもの	
項4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る）の製造に係る接着用の乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m ³ /時以上のもの	
項5	接着用の乾燥施設 （前項に掲げるもの及び木材・木製品（家具を含む）の製造用を除く）	送風機の送風能力が15,000m ³ /時以上のもの	
項6	印刷用の乾燥施設 （オフセット輪転印刷に係るものに限る）	送風機の送風能力が7,000m ³ /時以上のもの	
項7	印刷用の乾燥施設 （グラビア印刷に係るものに限る）	送風機の送風能力が27,000m ³ /時以上のもの	
項8	工業用の揮発性有機化合物による洗浄施設 （当該洗浄施設において洗浄用の揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5m ² 以上のもの	
項9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8℃において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む）のものを除く）	容量が1,000kL以上のもの	

※注意

設置しようとしている施設が、県条例施行規則・別表第3-2「有害物質に係る施設」にも該当するかどうか併せてチェックしてください。
なお、県条例の施設にも該当する場合は、大気汚染防止法の「揮発性有機化合物排出施設」の届出に併せて県条例の届出も別途必要となります。